

# 指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント事業

## 運営規定

### 湖西市地域包括支援センター恵翔苑

#### (事業の目的)

第1条 湖西市より委託され社会福祉法人寿宝会が開設する、湖西市地域包括支援センター恵翔苑（以下「事業所」という。）が、行なう指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が、要支援状態等にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し適切な指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 利用者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼を受けて指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整を行う。

2 指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスが特定の種類や特定の指定サービス事業主に不当に偏ることがないように公正中立に行う。

3 事業の運営に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防事業者、地域包括支援センター及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 湖西市地域包括支援センター恵翔苑
- (2) 所在地 静岡県湖西市新居町中之郷3 6 3 6 番地 2 1

#### (事業所職員の職種、人数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人数及び職務内容は以下の通りとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定介護予防支援又は介護予防マネジメント

ントの利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。

## (2) 担当職員

- ①保健師等 1名（常勤）
- ②社会福祉士 1名（常勤）
- ③主任介護支援専門員 1名（管理者と兼務）
- ④介護支援専門員等 1名（常勤）

利用者の相談に応じ、その心身の状況や環境に応じて、本人やその家族の意向等にそって指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスを適切に利用できるように、サービス計画を作成・調整し、適切なサービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図る。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は以下の通りとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日とする。(但し、土曜日・日曜日・祝祭日年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。

## (指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防又は介護予防ケアマネジメント提供方法及び内容は以下の通りとする。

### ・指定介護予防支援

- (1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例施行規則）に従って実施する。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定する当事業所内又は自宅とする。
- (3) サービス担当者会議について
  - ①開催場所は第3条に規定する、当該事業所内、サービス事業所内又は自宅とする。
  - ②サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報や意見を、担当者に対し求めるものとする。但し、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (4) 職員による居宅訪問頻度等
  - ①提供開始月
  - ②提供開始の翌月から起算して3ヶ月に1回以上
  - ③サービスの評価期間が終了する月
  - ④利用者の状況に著しい変化があった時

⑤尚、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問するなどの方法により、利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(5) モニタリングの結果記録 少なくとも月に1回実施する。

・介護予防ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント)

(1) 対象

- ① 介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合
- ② 訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合
- ③ その他地域包括支援センターが必要と判断した場合

(2) 提供方法 湖西市介護予防・生活支援サービス事業介護予防ケアマネジメント実施要領に従って実施する。

(3) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定する当事業所内又は自宅とする。

(4) サービス担当者会議について

- ① 開催場所は第3条に規定する、当該事業所内、サービス事業所内又は自宅とする。
- ② サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報や意見を、担当者に対し求めるものとする。但し、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(5) 職員による居宅訪問頻度等

- ① 提供開始月
- ② 提供開始の翌月から起算して3ヶ月に1回以上
- ④ サービスの評価期間が終了する月
- ⑤ 利用者の 状況に著しい変化があった時
- ⑥ 尚、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問するなどの方法により、利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(6) モニタリングの結果記録 3か月に1回以上行い、利用者の状況に応じてサービスの変更も行う事が可能な体制を取るものとする。

・介護予防ケアマネジメントB(簡略化した介護予防ケアマネジメント)

(1) 対象

ケアマネジメントAやケアマネジメントC以外のケースでケアマネジメントの経過で判断した場合(指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等)

(2) 提供方法 湖西市介護予防・生活支援サービス事業介護予防ケアマネジメント実施要領に従って実施する。

(3) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定する当事業所内又は自宅とする。

(4) サービス担当者会議について

必要に応じて開催する。(開催場所は第3条に規定する、当該事業所内、サービス事業所内又は自宅とする。)

(5) 職員による居宅訪問頻度等

- ① 提供開始月
- ② 提供開始の翌月から起算して6ヶ月に1回以上
- ③ サービスの評価期間が終了する月
- ④ 利用者の 状況に著しい変化があった時
- ⑤ 尚、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問するなどの方法により、利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(6) モニタリングの結果記録 6か月に1回以上行い、評価及びケアプランの変更等を行う館緑化した介護予防ケアマネジメントを実施する。

・介護予防ケアマネジメントC(初回のみ介護予防ケアマネジメント)

(1) 対象

ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの活用につなげる場合(必要に応じ、その後の状況把握を実施)

- ② 提供方法 湖西市介護予防・生活支援サービス事業介護予防ケアマネジメント実施要領に従って実施する。初回のみ、簡略化したケアマネジメントのプロセスを実施し、アセスメントの結果(「本人の生活の目標」「維持・改善すべき課題」「その課題への具体的対策」「目標を達成するための取り組み」等を記載)を利用者に説明し理解してもらった上で、住民全体の支援等につなげるものとし、その後のモニタリング等を行わない。又、その者の状態等に応じた適切なサービス提供につながるよう、アセスメント結果については、サービス提供者に対して、利用者の同意を得て、ケアマネジメント結果を送付するか、利用者本人に持参してもらう。

モニタリング等を行わない場合についても、アセスメント等のプロセスに対して、ケアマネジメントの開始分のみ、事業によるケアマネジメント費が支払われる。

※初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施する事とした場合はその後は名簿等の簡易な利用者管理を行うことも可能とする。アセスメント結果を交付した後は、モニタリングは行わず、本人が自身でその内容に沿って、介護予防の活動を行い、セルフマネジメントを進める事になる。その時点で地域包括支援センターの個人への関わりは一旦終了するが、その後も状態変化や困りごとができた時には相談できる体制を確保していく。

(利用料等)

第7条 指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)又は湖西市が定める基準によるものとする。

提供した指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、法定代理受領以

外の利用料の支払いを受けた場合、領収及び指指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント提供証明書を交付する。

### **(通常サービス実施地域)**

第8条 通常の実施場所は鷺津中学校区(坊瀬地区、山口地区、市場地区を除く)、新居中学校区内郷南地区、郷北地区、三ツ谷地区とする。

### **(事故発生の対応)**

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、迅速に必要な措置を講じるとともに、利用者家族、当該市町村、管理者へ報告する。

### **(その他運営に関する留意事項)**

第10条 事業所は、担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を積極的に設けるものとし、業務体制の調整を図る。

2 担当職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、担当職員でなくなった後、当該事業所を退職した後においてもその秘密を保持する旨を契約の雇用時に結ぶものとする。

### **(虐待の防止のための措置に関する事項)**

第11条 事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

### **(感染症予防の取り組み)**

第12条 事業所は、当該事業所において、感染症が発生、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

附則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。